

平成29年度

高速船甌島活用イベント推進補助金

評価表

NO.

34

所管部課名	交通貿易課	担当者	東 広和					
事務事業名	川内甌島航路事業費							
根拠法令	高速船甌島活用イベント推進補助金実施要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額	300 千円	国県支出金 千円	一般財源 300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	・甌島航路の利用者数		22万人		平成34年度			
成果指標②								
補助対象者	・高速船甌島の認知度向上及び利用促進を図り、観光の振興及び地域の活性化を図るもの。							
補助対象経費	・補助対象経費に対して1回のイベント当たり30万円が補助限度額 ・高速船甌島を活用したイベントに対して高速船使用料等に係る経費の一部を補助する。							
補助対象事業・活動の内容	高速船甌島を活用したイベントで、「高速船甌島」の認知度向上及び利用促進、「甌島」の認知度向上、観光振興、交流人口の増加、地域の活性化等に繋がる内容であること。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費に対して1回のイベント当たり30万円が補助限度額。							
上記項目の積算方法	補助対象経費に対して1回のイベント当たり30万円が補助限度額。							
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		200,000	40.0%	375,427	38.5%
		会費収入	0		184,000	36.8%	359,800	36.9%
		事業収入	0			0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	0		16,000	3.2%	15,627	1.6%
		市補助金	0		300,000	60.0%	600,000	61.5%
			0			0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	0			0.0%		0.0%
		計	0		500,000	100.0%	975,427	100.0%
	支出	飲食費	0			0.0%	111,300	11.4%
		高速船使用料	0		256,000	51.2%	546,000	56.0%
		申請手数料	0			0.0%	6,000	0.6%
		消耗品			156,600	31.3%	203,623	20.9%
		人件費			43,050	8.6%	43,050	4.4%
		保険				0.0%	15,704	1.6%
		印刷製本			44,350	8.9%	49,750	5.1%
		（翌年度繰越金）	0			0.0%		0.0%
		計	0		500,000	100.0%	975,427	100.0%
		支出計/前年度支出計						195.1%
		自己資金/前年度自己資金						187.7%
		翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%
	交付件数			1件		2件		
	成果指標の推移①			197千人		189千人		
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【今年度改善点】平成29年度は予算額を減額した。 【前回評価への回答】前回評価なし 【事業のPR方法】HPにより公募をおこなった。 【費用対効果】平成27年度は1団体。平成28年度には2団体の応募があり、甌島の認知度を上げる効果があった。 【補助事業以外の事業】 【その他】平成27年度は観光CS課所管で実施。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	高速船甌島の認知度向上、利用促進により、観光の振興及び地域の活性化に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	①に該当する。 高速船甌島を活用したイベントで、「高速船甌島」の認知度向上及び利用促進、「甌島」の認知度向上、観光振興、交流人口の増加、地域の活性化等に繋がると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	「甌島」の認知度向上、観光振興、交流人口の増加、地域の活性化等に繋がると認められる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	民間事業者のノウハウを活かし、行政以外のものが行うことが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	全体事業者の一部を補助するものであり、適切だと認められる金額の範囲内である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	参加者を募集し、参加費を事業に充当するなど、自助努力もみられ明らかに固定的な補助にならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	（株）薩摩川内市観光物産協会と協働して本市の総合計画にも掲載してあるとおり観光物産ビジネスを展開している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助制度が最も適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	民間事業者のノウハウを活用し、高速船甌島をチャーターし、実施する事業であり適当な経費である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 高速船甌島を活用したイベントで、「高速船甌島」の認知度向上及び利用促進、「甌島」の認知度向上、観光振興、交流人口の増加、地域の活性化等に繋がるものであるため。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

高速船甌島活用イベント推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱(平成24年薩摩川内市告示第204号)第2条の表に掲げる高速船甌島活用イベント推進補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 高速船甌島活用イベント推進補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、高速船甌島を活用したイベントで甌島の周知や交流人口の増加に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業については補助の対象としない。

- (1) 宗教活動等若しくは政治活動や暴力団活動等に該当する事業
- (2) 国又は地方公共団体との共催による事業
- (3) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (4) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (5) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

(補助金の額)

第3条 高速船甌島活用イベント推進補助金の額は、予算で定める額以内とし、1件あたり30万円を上限とする。

(補助対象経費)

第4条 高速船甌島活用イベント推進補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 高速船使用料
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高速船甌島活用イベントの開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 高速船甌島活用イベント推進補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、イベント催行日の30日前までとする。

(交付の基準)

第6条 高速船甌島活用イベント推進補助金の交付の決定は、次の各号のいずれ

かに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に高速船甌島活用イベント推進補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 高速船甌島活用イベント推進補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) イベント参加者集計表などの実績を確認できる書類
- (2) ポスター、チラシ等の各種イベント開催PR資料の現物
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(精算)

第8条 高速船甌島活用イベント推進補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を返納し精算するものとする。

- (1) 災害、事故等によりイベントが実施できなかった場合
- (2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合 補助決定額のうち、対象外経費分
(効果の測定)

第9条 高速船甌島活用イベント推進補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、イベントの参加者数を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第10条 高速船甌島活用イベント推進補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。